

● 韓国IPGの活動

- ・第23回韓国IPGセミナー「韓国の模倣品対策の最新事業」をソウルで開催しました 01

● IPを知ろう

- IPニュース 06
- 「新・知財最前線は今」 07
- 特許異議申立(日本)と特許取消申請(韓国)の統計比較
- 2020年に新しく変わる韓国の知的財産制度



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

春が近づいてきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
年度の切り替わりで異動の多い時期になりますが、韓国IPGメンバーの皆様との連絡先等の変更がありましたら、事務局(kos-jetroipr@jetro.go.jp)までご連絡ください。よろしくお願いいたします。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

3月11日に施行された改正特許法において、ソフトウェア特許の保護範囲が拡大されました。どのような媒体を流通するソフトウェア特許が保護対象になったのでしょうか？

- ① CD-ROM ② USBメモリ ③ オンライン

※ 回答は(7頁)下部に掲載しています。

● 韓国IPGの活動

第23回韓国IPGセミナー「韓国の模倣品対策の最新事業」をソウルで開催しました



韓国では依然として模倣品問題が残っており、適正な権利化に基づくブランド・デザイン保護の必要性は高いものと言えます。このため、ジェトロソウル事務所では、「模倣対策マニュアル(韓国編)」を2019年3月に更新し、ジェトロ韓国知財ウェブサイト(<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>)にて公開しています。

そこで、2020年1月21日に、第23回韓国IPGセミナー(特許庁委託事業)をソウルにて開催し、模倣対策マニュアルの更新に携わった法務法人(有限)太平洋より、韓国の模倣品対策の最新事情について、また、韓国エプソン株式会社、YKK韓国株式会社より、日系企業の模倣品対策事例について発表していただきました。以下、主な内容を紹介いたします。

● 韓国における模倣品対策の法制と実務

- 法務法人(有限)太平洋弁護士共同発表



李厚東(イ・フドン)氏



金相煥(キム・チャンファン)氏



鄭源英(チョン・ウォンヨン)氏

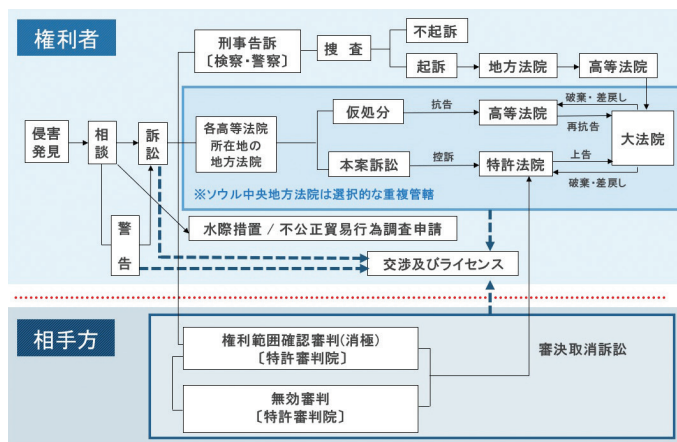
韓国での模倣品対策とその概要

韓国では2011年に知識財産基本法が制定され、大統領直属国家知識財産委員会が設置されるなど、国を挙げて知財を重要視するプロパテント政策を行っています。か

つては模倣品の製造国であった時期もありましたが、今や知財を保護する国と変わっています。それでも技術発展により模倣品が作りやすくなったことや、インターネットを介しての個人購買が増えていることなどで、いまだに模倣品の製造や流通は存在しています。そこで、まず企業の皆様に強調したいのは、模倣というのは「知財権」を侵害するものと判断された時に救済されるものであるため、まずは、自ら「知財権」を取得しておくことが重要であるということです。特に重要なのは、「知財権」は、基本的に著作権以外は、属地主義によるもの、すなわち、日本でいくら権利を取得しても、他国(韓国)に別途、権利取得をしない限り、権利は発生しないことに留意いただきたいです。

「知財権」の権利別模倣行為をみると、「特許権および実用新案権：特許技術の実施」、「商標権：同一または類似商標の付着」、「デザイン権：同一または類似デザイン製品の製造」、「不正競争行為：誤認・混同の誘発・惹起、形態の模倣(Dead Copy)、成果冒用」、「著作権：不正な複製など」となり、それぞれの対策については、①民事的救済措置、②刑事的救済措置、③行政的救済措置を利用して対応を探る必要があります。

図1. 模倣行為に対する救済手段の流れ



① 民事的救済措置

・ 民事的救済の重要概念

侵害訴訟(侵害差止、損害賠償、信用回復など)は、6つの地方法院(ソウル、大田、大邱、釜山、光州、水原)を専属管轄として第1審が行われますが、ソウル中央地方法院は重複して全国を管轄しており、原告が選択することができます。ソウル中央地方法院には知財専門部と仮処分専門部があり、また、技術調査官がいるため、ソウル中央地方法院で侵害訴訟を起こすことをお勧めします。

加えて、日本では、侵害訴訟が進行される中、裁判長が侵害の可否に対する心証を明確に表す傾向が強いですが、韓国では、侵害訴訟の判決が言い渡される前には侵害の可否に対する裁判所の判断を分かつたらず、差止請求と損害賠償請求を併合して訴訟を起こすと、両方に

対する判断は同時に言い渡されるので、侵害の可否を明確にするまでに時間が長くなる可能性があります。

他方、緊急に侵害行為の差止を求める必要がある場合に起こす侵害差止仮処分申請については、管轄高等法院所在地の地方法院で、また、その抗告審は管轄高等法院で行われます。侵害差止仮処分では、侵害の差止を求めることだけが可能であり、損害賠償は申請対象ではありません。

弊所の経験で言うと、一審を基準にする場合、侵害訴訟の所要期間は、特許の場合6〜24ヵ月、商標は3〜18ヵ月、侵害差止仮処分は、特許は3〜18ヵ月、商標は1〜12ヵ月程かかります。

一方、無効審判と権利範囲確認審判は、まず、特許審判院で行われ、当事者の不服により審決取消訴訟となった場合は、前述の侵害訴訟と同じく特許法院で訴訟が行われます。韓国では審決取消訴訟において新たな主張や証拠の提出が可能であることが、日韓の大きな相違点となります。なお、技術説明会も行われるなど、口頭審理が重要視されていることや、電子訴訟の定着が審理を加速化していることが、韓国における民事手続きの特徴と言えます。

・ 民事的救済における最近の法改正

故意的な侵害行為を予防できるまでには、損害賠償額が足りないという問題を解消すべく、特許権および営業秘密を故意に侵害した場合に、侵害者が得た経済的利益など、8つの事項を考慮し、損害賠償額を侵害額の最大3倍まですることができる特許法の改正法律が2019年7月9日に施行されました。

なお、小商工人が一定期間の努力を傾けた結果、一般消費者に知られるようになった売場の看板、室内の装飾など、営業の総合的な外観(所謂「トレードドレス(Trade Dress)」)を保護する必要があることから、「売場の外部看板および内部インテリア、売場の配置などの営業の総合的なイメージ」を模倣した行為が不正競争行為に該当すると明示した不正競争防止法の改正法律も2018年7月18日に施行されました。

② 刑事的救済措置

・ 刑事的救済の重要概念

知財権の侵害の場合、過失犯の処罰はできないため、故意の有無が重要となります。故意を立証するために、警告状を一般的に送付しますが、それがかえって、証拠隠滅に繋がるリスクもあります。

知財権侵害の罪は、親告罪と非親告罪に分けられ、特許法違反罪、実用新案法違反罪、著作権法違反罪は親告罪であり、商標法違反罪、不正競争防止法違反罪、著作権法違反罪(営利目的または常習的な場合)は非親告罪となります。親告罪の場合、犯人を知った6ヵ月

内に告訴する必要があります。韓国では、捜査機関が、告発があった場合に、証拠が不十分でも拒まず、受け付けることが一般的であるため、日本に比べて比較的、活発に利用されますが、裁判所より押収搜索令状を受けられるよう証拠を十分に確保することが最も重要と言えます。

・ 刑事的救済における最近の法改正

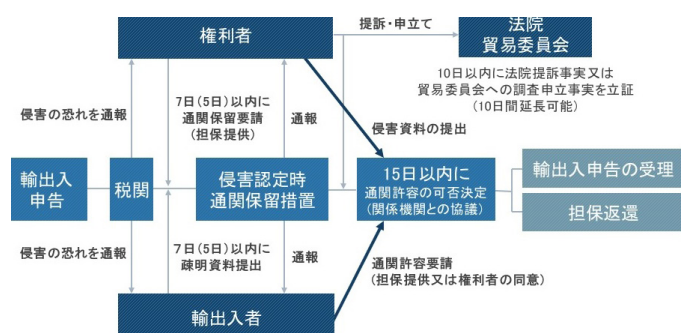
韓国特許庁は、知財関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察を有しています。これまでの対象犯罪は、不正競争防止法上の混同惹起行為と商標権侵害に関する犯罪に限られていましたが、特許権侵害、不正競争防止法上の商品形態の模倣行為、営業秘密の取得・使用・漏洩、デザイン権侵害に関する犯罪まで範囲を拡大する改正法律が2019年3月19日に施行されました。告訴状および証拠資料を電子メール、ファックスまたは書留で提出すれば、当該分野の専門捜査官に配当され、侵害事実の特定や検討、侵害の有無判断、捜査意見書の作成、送検といった過程を経て、2〜3カ月の期間が一般的にかかります。なお、一般警察官と同一の捜査権限を有し、同様の手続きで捜査を進めますが、その管轄は、全国をカバーすることが特徴と言えます。

③ 行政的救済措置

・ 行政的救済の重要概念

水際措置および、不公正貿易行為調査手続があることが特徴です。まず、税関による水際措置を説明しますと、権利侵害物品の通関保留措置として、商標権、デザイン権、著作権、地理的表示、特許権の侵害物品を対象としているものの、実際には、商標権以外については、通関保留措置の手続きがしっかりと整えられていないのが現状です。権利者の要請による水際措置が一般的であり、権利事項を税関に申告すると、税関から輸出入申告事実に関する通報を受けられます。特別な事情がない限り、仮保護措置として、通関が保留されますが、10日以内に裁判所への提訴事実または貿易委員会への調査申立事実を立証しなければなりません。

図2. 通関保留措置手続きの流れ



他方、韓国には、日本には無い貿易委員会による不公正貿易行為調査があります。貿易委員会は、産業通商資源部(経済産業省に相当)傘下の独立した行政委員会であり、知財侵害物品などの輸入行為、輸入された侵害物品などの国内販売行為、輸出行為、輸出を目的とした韓国国内での侵害物品などの製造行為、原産地の虚偽・誤認表示などの不公正貿易行為に関する調査を行います。調査結果により、救済措置を受けることは可能ですが、実際の利用はそれほど多くありません(2019年基準:9件)。救済措置が下されても侵害者が不服し、訴訟まで繋がった場合は、結果的に4審制になることが負担であることが、利用が少ない主要因と分析しています。

その他、電子商取引(EC)サイトの運営者に対し、模倣品を当該ECサイトから削除するよう求め、ECサイト運営者のシャットダウンにより当該模倣品の販売を中止させる、ウェブ・シャットダウンも1つの手段となります。ECサイトの運営者が設けている知的財産権保護センターなどに、権利者が侵害を申告し、ECサイト運営者は、模倣品の販売業者に疎明機会を与え、疎明がないか、公的機関からの侵害判断があるなどの場合、模倣品をシャットダウンします。ただし、販売者が他の名義で再度販売する蓋然性があるため、定期的なモニタリングが必要です。

模倣品対策の戦略と実務

① 初期対応

現地法人、販売代理店、調査会社、法律事務所などを通じて、常に現況を把握しつつ、何よりも、侵害製品の出処および流通状況を把握することが重要です。侵害品を確保する方法としては、市販品の購入、取引先からの入手、調査会社への依頼などがあります。ただし、韓国は、調査会社の幅広い活躍には法律的な制限が多いのが現状です。

なお、現地代理人の選任が重要ですが、日韓の法律は類似点が多いため、初期段階においては、日本国内の代理人のサポートがあると、費用と時間の削減を図ることができます。

② 警告状

警告状を戦略的に活用することが重要です。相手にライセンス権を販売することを目的として円満解決を図ることもでき、また、侵害の自白や故意の立証の確保の意味での証拠としての活用も図れます。ただし、警告状を受けた人が、ヒットエンドランをするリスクもありますので、戦略的に使わなければなりません。なお、警告状の発送先を誰に、どのレベルまで、どこまで行っても非常に重要です。場合によっては、相手から営業妨害で訴えられる可能性もありますので、代理人と相談しつつ、発送先やレベルを決めるべきです。

③ 戦略の樹立と模倣対策の実行

前述した民事、刑事、行政などの救済措置のなかで、適切な手続きと管轄を選択した上、それに合わせて適切な戦略を立てることが重要です。重要な選択事項としては、複数手続の同時進行と異時進行、1訴訟多特許と1訴訟1特許、などがあり、侵害訴訟と審判手続きを如何に関連付けて活用するか、その相互関係についても工夫をすべきです。

他方、訴訟に当たっては、立証責任を前提に事案を分析した上で、証拠を十分に収集して提出することが何よりも重要です。その際に、模倣品の確保はもちろん、立証方法(推定規定、文書提出命令、事実照会・検証・鑑定、専門家の鑑定書)を工夫する必要があります。また、特許請求範囲の再検討や標識の周知・著名性の調査を通じた保有権利の有効性および射程範囲の再確認や、それに加え、商標の不使用取消審判や特許訂正の要否および訂正後の侵害の成否などといった権利の無効化および縮小を狙う相手からの反撃への対応準備もしっかりと行わなければなりません。 

● エプソンの韓国における知財保護活動について

- 権五男(クォン・オナム) 韓国エプソン株式会社 理事

会社概要

韓国エプソン株式会社は、1996年に設立され、家庭・商業・産業用のプリンター、プロジェクターをはじめとするエプソンブランドの韓国における販売を行っています。エプソンは、インクジェットプリンターやプロジェクターなど自社商品分野において、質や量ともに業界トップレベルの特許を有しており、この業界屈指の知財力が独自の技術の創出を支えていると考え、知財保護活動を重要視しています。



知財対応組織

法務部門だけで対応しきれず、限られた予算での効率的な取組みを重要視し、全社的な協力体制を構築しています。営業マーケティング本部では、代理店やディーラーなどのビジネスパートナーを対象とした教育を行い、ビジネスパートナーから、知財侵害被疑品やウェブサイトに関する情報を、当社に共有できるようにしています。なお、経営管理支援本部では、コールセンター、外注のアフターサービスセンターを対象とした教育を行い、知財侵害被疑品を発見した場合に当社に共有するようにしています。なお、オンライン市場については、IT部門が電子商取引(EC)サイトを中心に定期モニタリングを行って

います。法務部門は、このように多方面から受けた情報に対し、侵害業者情報および侵害事実を確認した後、証拠資料を確保し、是正要請公文発送や是正要請期間を知財侵害者に通知し、最後には、是正措置完了および再発防止に対する回答書を受領できるよう取り組んでいます。また、是正結果を確認後、通報者や営業社員などにフィードバックしています。

知財侵害類型別対応方法

特許侵害については、本社の知財部門で韓国の法律事務所を通じて直接対応しており、韓国現地では、商標および著作物などの侵害に係り、①税関登録、②ジェットロソウル事務所のアレンジを通じた税関職員向け教育、③社内外の関係者への定期教育および情報収集・共有、④ECサイトへの商標登録と定期モニタリング、などの活動を行っています。まず、税関登録は無料であり、TIPAの知識財産権申告センターへの訪問または郵便で申請が可能ですが、関税庁のウェブサイト(<http://unipass.customs.go.kr>)を通じてオンラインで申請することも可能です。

また、韓国におけるECサイトへの商標権などの登録は、主要4社(オークション、Gマーケット、11番街、ネイバーショッピング)にて行っています。該当サイトでキーワード検索を利用して定期的なモニタリングを行いつつ、侵害商品の申告や改善を要請しています。同活動は2018年から開始しましたが、4社での累計平均改善率は94%に達しています。ECサイトによっては、侵害申告に対し、その侵害を法律的に証明できる書類を要求するところもありますが、大体は、通報だけでも積極的に対応してもらっています。なお、教育を通じたキーワード検索スキル向上が摘発件数の増加および改善の成果に繋がり、2019年上半期は、知財権(ロゴ・ウェブカタログ含む)侵害商品の発見件数が急増し、2019年下半期にはその件数が大幅に減少しました。侵害業者の大部分は、小規模で知財権侵害に対する認識不足が多く、公文および電話による是正措置要請に協力的です。

知財保護活動の狙いについて

このような知財保護活動は、営業活動への貢献は高くないものの、侵害業者に対し、行動を取ることで、市場では、エプソンは、知財侵害に対する徹底的な対応をしている認識を与えられ、お客様にも安心して当社の製品を購入して使っていただける効果を狙っています。加えて、商品によっては、製造原価を下げて純正品との価格差を狙う模倣品の製造を源泉的に防ぐ場合もあります。ただし、悪意を持つ業者に対して刑事告発をしても、処罰が軽すぎることから、再犯を防止することが難しい点が悩みです。 

● YKKのブランド保護活動

- 金亨柱 (キム・ヒョンジュ) YKK韓国株式会社 法務チーム長

会社概要

YKK韓国株式会社は、1977年に設立され、ソウルに本社、京畿道平澤(ピョンテク)に工場を構えています。スライドファスナー(ジッパー)を主に生産販売しており、衣類を作るベンダーやブランドのバイヤーを主なお客様とするB2B企業となります。YKKグループは、品質保証の確保と顧客ブランドの信用維持と偽物によるブランドイメージの低下防止のために偽物対策に積極的に取り組んでいます。なお、全世界を6つのブロックに分け、各ブロックに法務・知財担当を構え、本社と連携しています。YKK韓国株式会社は、シンガポールにある、アジアグループとしての統括会社の一員として、同統括会社を通じて日本本社と連携しつつ、偽物対策やブランド保護活動を行っています。



偽物の流通とその対策

中国で偽物YKKファスナーが製造され、2次製品(衣類など)に縫製され、世界中に輸出される場合と、中国からASEAN地域に偽物が輸出され、2次製品に縫製され、世界中に輸出される場合といった2つのパターンがあります。そのため、中国国内での偽物対策活動も重要ですが、グローバルレベルでの対策が必要となります。

韓国では、主に税関差止(現場鑑定対応)、ジェトロソウル事務所のアレンジを通じた税関職員向け教育、韓国IPGなどの参加による情報収集活動を行っています。そのうち、税関差止については、その対象となるのは、YKKファスナー単体と衣類、靴、鞆に縫製された偽物となります。2014年に税関に申請して以来、輸入差し止め実績は4件ありますが、税関からの連絡をもらうと、すぐ当社の法務チームは、工場の品質管理グループに相談した上、素早く鑑定に駆け付けました。このような素早い対応が、税関との信頼が構築できたキーポイントと判断しています。なお、お客様との連携を重要視しています。偽物YKKファスナーで品質問題が生じると、お客様のブランドとYKKのブランドのイメージの低下に繋がるという共通的な認識で、お客様にブランド保護活動を理解してもらい、共に商流を確認し、偽物が入り込まない商流の構築ため、意見交換会、税関差し止めの連携、摘発の連携を行っています。

● 韓国の最新知財事情と韓国IPGの活動

- 浜岸広明 ジェトロソウル事務所副所長

韓国知財のトピックとして、第一に、コンピュータプログラム発明の保護拡大が挙げられます。韓国では、コンピュータプログラムを記録した記録媒体は、特許発明の保護対象でしたが、オンライン上のプログラムは保護の対象外でした。それが、特許法改正(2020年3月11日施行)により、方法の使用を申し出る行為を特許発明の実施に含めることにより、コンピュータプログラムのオンライン配信について特許で保護することとなります。ただし、「特許権を侵害することを知らながら」との条件が付いています。第二に、2019年12月13日に開催された国家知識財産委員会において、韓国特許庁が提出して確定された「標準特許の競争力強化策」が挙げられます。知財権貿易収支の赤字を、標準特許で克服することを目指す政策であり、具体的には、標準特許投資ファンドの造成、標準特許専門担当の特許審査チームの運営、標準特許ライセンス交渉に関するガイドラインの作成、そして明細書の形式的要件の緩和を通じて論文または研究ノートにおける出願日の確保を可能とするといった内容が盛り込まれています。第三に、韓国特許庁が2019年11月14日に発表した知的財産基盤の技術自立および産業競争力の強化対策を挙げられます。2019年7月の日本の韓国に対する輸出管理強化以降、韓国政府は、素材・部品分野の強化に向けた取り組みを行っていますが、特許の観点でも、特許ビッグデータを活用した研究開発(IP-R&D)の支援に力を入れることを挙げています。また、知財金融の規模を大幅に拡大することや、懲罰的損害賠償制度を商標やデザインまで広げること、また侵害訴訟においてディスカバリー制度を導入することなどが掲げられています。● IPG





KOREA IP NEWS

※ジェットロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

① 職歴に空白のある女性、模倣品の取締りで9,382億ウォンの被害の予防効果 | 韓国特許庁 (2019.12.26)

特許庁は、2019年4月に発足した「オンライン模倣品の在宅モニタリング団(以下、「モニタリング団」)」が、11月末までの8ヵ月間で模倣品の掲載物を計121,536件摘発し、9,382億ウォンの消費者被害予防の効果を収めたと23日発表した。オンライン・オープンマーケット(個人もしくは事業者など、誰でも商品を販売できる形態のオンラインショッピングモール)、ポータル、SNSなどにおいて模倣品掲載物を取り締まるモニタリング団は20～50代の職歴空白の女性を含めた105名で構成されている。モニタリング団によって摘発された掲載物は靴が31%で最も多い割合を占め、その次は衣類25%、靴19%の順になっている。商標はグッチが14%で最も多く、ルイ・ヴィトンとシャネルがそれぞれ10%程度でオフラインでも多く摘発される商標とほとんど一致している。プラットフォームはSNSチャンネルで全体の46%、オープンマーケットで30%、ポータルで24%が摘発され、インスタグラム、フェイスブックなどSNSチャンネルによる模倣品の流通が活発になっていることが分かった。特許庁は2020年も在宅勤務モニタリング団を持続的に運営し、「休日モニタリング実施」、「健康・安全危害品目に対する企画取締り」、「販売中止の要請結果に対する検収の強化」、「特別司法警察との捜査連携」などを推進する計画である。

② 特許庁、「故意的侵害に対する3倍賠償制度の導入による中小企業の特許侵害予防ガイド」を発刊 | 韓国特許庁 (2020.1.14)

特許庁は、中小企業が他人の特許を侵害した際に発生しうる紛争を予防し、それにより発生した紛争に適切に対応するため、知っておくべき内容を盛り込んだ「中小企業の特許侵害予防ガイド」を発刊したと発表した。2019年7月9日から故意的に特許を侵害した場合、損害額を最大3倍まで賠償する「3倍賠償制度」が施行され、企業側は他人の特許を侵害しないように、より細心の注意を払う必要がある。ただし、まだ制度施行の初期段階であるため故意的な侵害に対する裁判所の判例や明確な判断基準がなく、知的財産の専門人材が不足している中小企業が、変更された損害賠償制度に従って特許紛争に対する予防や対応活動をするには、多少困難が伴う可能性がある。それを受け特許庁は、2019年に故意的侵害の判断基準に関する研

究用役(※)を実施し、それに基づいて中小企業の特許侵害予防ガイドを作成した。当ガイドには、(1) 3倍賠償の要件および賠償額算定時の考慮事項、(2) 台湾、米国など韓国内外の事例から見た故意の判断基準、(3) 警告状受領時の対応要領 (4) 特許庁支援事業の案内など、紛争予防および対応のために必要な情報が含まれている。

③ 未登録有名商標の盗用、アイデア奪取行為も産業財産権紛争調停委員会を通じて解決可能 | 韓国特許庁(2020.2.3)

特許庁は、産業財産権の紛争調停対象を経営上の営業秘密、不正競争防止法上の不正競争行為まで拡大するなど、産業財産権紛争調停制度を改善する発明振興法の改定法が2月4日に公布されると発表した。1995年から運営してきた産業財産権紛争調停委員会は、特許、実用新案、商標、デザインのような産業財産権と職務発明、技術上の営業秘密に関する紛争を迅速かつ経済的に解決してきた。産業財産権紛争調停制度は、申請費用が無料で、3カ月以内に手続きが完了されることと徹底した秘密保証という長所のため多数の企業が産業財産権紛争を解決するために活用してきた。このような長所にもかかわらず、特許権、実用新案権、商標権、デザイン権、職務発明、営業秘密(技術上の情報)の紛争で調停対象が限定されており、未登録有名商標の盗用行為、商品形態、模倣行為、アイデアなど不正競争行為と顧客リストのような経営上の営業秘密侵害に関する紛争は紛争調停委員会による解決が不可能だった。また、現在の調停委員プールが40人に制限されており、技術分野別の紛争解決が困難であった。今回公布した法律が施行されると、既存の紛争調停対象に「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」に規定された不正競争行為と経営上の営業秘密の侵害に関しても調停が可能になる。そして産業財産権紛争調停委員会の調停委員プールが最大100人まで拡大され、3名の調停委員で調停部を構成して調停業務を遂行していたのを、1名または2名の調停委員でも構成できるようになり、紛争調停業務をより効率的に行えるようになった。

④ 特許庁の特別司法警察、偽物マスクの集中取り締まりに乗り出す | 韓国特許庁(2020.2.10)

特許庁は、2月10日から新型コロナウイルス感染症が落ち着くまでマスク、手指消毒剤、体温計などの感染予防用品に対する不正競争行為および商標権侵害を集中的に取り締まる計画であると発表した。新型コロナウイルスの事態によりマスク、手指消毒剤の品薄の状態が続いており、このような現状に便乗して偽造商品や虚偽表示などで暴利や不当利得を得ようとする動きが尋常ではないという判断からの措置である。集中取り締まりの内容は、マスクや手消毒剤に品質・性

能などを誤認させる内容を表示する行為、有名なブランドの体温計やマスクおよび手指消毒剤の商標を盗用してその製品を生産・販売する行為、特許やデザインなど知的財産権を登録していない製品にその権利を持っているように表示して販売する行為などである。上記のような不正競争行為は、行政調査と是正勧告の対象となるだけでなく、刑事処罰もできるため3年以下の懲役や3,000万ウォン以下の罰金に処されることがあり、商標権侵害に該当する場合には、7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処せられることができる。IPG

File No.132

特許異議申立(日本)と 特許取消申請(韓国)の統計比較

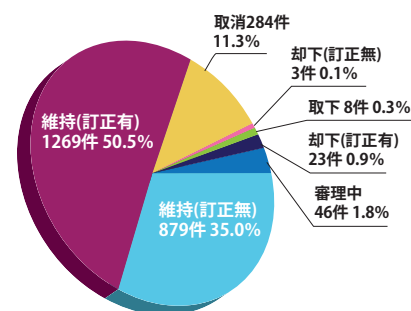


韓国の特許取消申請制度(2017年3月施行)は、特許登録後6カ月以内に特許取消を申請することができる制度で、日本の特許異議申立に類似するものです。両制度は、特許処分を審理を通じて特許の早期安定化を図るという共通の目的を持ちます。2019年に、日韓両特許庁より両制度に関する統計資料が発表されました。そこで、両制度の傾向を把握するため、本稿ではこれらの統計について紹介するとともに分析結果を紹介いたします。

1. 特許異議申立と特許取消申請の統計

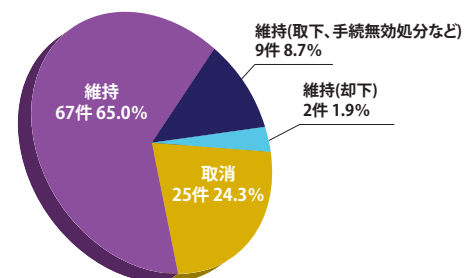
特許異議申立と特許取消申請の統計は、以下の図1および図2の通りです。

図1. 日本で特許異議申立がされた事件(2015年4月～2017年9月申立、申立件数2,512件、処分件数2,466件)の審理結果



出所:日本特許庁HP「特許異議申立の統計情報」、2019年2月

図2. 韓国で特許取消申請がされた事件(2017年3月～2019年2月処分、申請件数278件、処分件数103件)の審理結果



出所:韓国特許庁報道資料2019年3月28日

2. 特許異議申立と特許取消申請の統計の分析

特許異議申立と特許取消申請の統計データを比較すると、特許異議申立の年間申立件数(約1,005件/年)は、特許取消申請の年間申請件数(139件/年)の約7倍であったことが分かります。一方、取消率に関しては、特許異議申立(12%)よりも、特許取消申請(24%)が2倍高かったことが分



知財トリビアの回答

正解は③オンラインです。従前からCD-ROMやUSBメモリに記録され、オフラインで流通していたソフトウェア特許は保護されてきましたが、2020年3月11日以降は、オンラインで流通するソフトウェア特許についても保護対象となりました。(2019年12月12日付け知的財産ニュースに掲載)

かります。また、特許異議申立において維持決定がされた事件 (2,148 件) の内、訂正が実施された事件 (1,269 件) の比率は59%でしたが、これに対応する特許取消申請の統計データは開示されていません。そこで、韓国特許情報ネット (KIPRIS) を用いて、維持決定がされた特許取消申請を無作為に10 件抽出して調査したところ、訂正が実施された事件の比率は80% (8 件) でした。特許取消申請においては、取消理由の解消における訂正の利用が高い傾向にあるのではないかと思います。なお、上記10 件の特許取消申請における平均審理期間は約14 カ月でした。

3. 結び

韓国の特許取消申請制度は現在施行の初期段階にあり、日本の特許異議申立制度と比較すると、申請件数が少ないと言えます。しかしながら、取消率が相対的に高く、特許権者は防御方法として訂正を頻繁に利用している現状に鑑みますと、特許取消申請制度が安定的に定着するとともに利用が活発化され、申請件数が今後増加することが展望されます。 

特許法人WOOIN 日本弁理士 禹明哲 (ウ・ミョンチョル)

東京工業大学大学院総合理工学研究科修了(2001 年)、日本弁理士試験合格(2013 年)、日本弁理士会 (JPAA) 会員

(監修: 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ソウル事務所副所長 浜岸広明)

File No.136

2020年に新しく変わる韓国の知的財産制度



2020 年の幕開けと共に、韓国特許庁は、急速に変化する知的財産の環境に積極的に対処するため、「2020年に新しく変わる知的財産制度」を発表しました。本稿では、新しく変わる知的財産制度の概要について、ご紹介します。

1. 第四次産業革命分野の新技术の早期権利化支援

<オンライン伝送ソフトウェア特許の保護> これまでは記録媒体(CD、USB等)に格納して流通するソフトウェア特許のみが保護対象でしたが、流通過程に関係なく、オンライン伝送ソフトウェア特許も保護されるようになります。(2020 年3月施行)

<素材・部品・設備企業の優先審判対象の拡大> 素材・部品・設備企業(注1)が当事者である無効審判、権利範囲確認審判について、優先審判の対象として拡大されます。(2020 年1月施行)

(注1)素材・部品・設備産業の競争力強化のための特別措置法(2019 年12 月公布)に該当する企業

<デザイン優先審査対象の拡大> 人工知能(AI)、モノのインターネットなど第四次産業革命に関連する技術を活用したデザイン登録出願を優先審査対象に含めます。(2020 年1月施行)

2. 知的財産サービスの便宜増進

<電子出願システムの改善> スマートフォンなどの様々な端末を通じて商標出願が可能となるシステムを構築し、また、平日と土曜日のみ利用可能だった24 時間出願受付を日曜日にまで拡大します。(2020 年3月予定)

<デザイナー一部審査のリアルタイム処理> 全体の審査期間を大幅に短縮し、実質的にリアルタイム(2019 年60 日→2020 年10 日)となるように審査所要期間を短縮します(2020 年1月施行)

<特許実用新案明細書の提出形式の簡便化> 特許・実用新案の出願時には、所定の様式に基づいて明細書を提出する必要がありましたが、論文・研究ノート等を編集することなしにそのまま提出できるように簡便化します。(2020 年2 月予定)

3. 知的財産基盤の中小ベンチャー企業のイノベーション成長を支援

<スタートアップ特許の優先審査申請料の減免> スタートアップの特許出願について優先審査を申請する場合、優先審査申請料が20 万ウォンから6万ウォンに70%減免されます。(2020 年1月予定)

<知的財産担保融資の特許登録料の減免> 銀行が、知的財産担保融資などIP金融を実行した中小企業の特許権等を保有することになった場合に、登録料が50%減免されます。(2020 年1月予定)

<グローバルIPスター企業の育成強化> 地域の有望輸出企業を対象に、地域特化産業技術分野に対する集中支援を通じて、グローバルIPスター企業の育成を強化します。(2020 年1月実施)

支援規模: (2019 年) 150 億ウォン、570 社 → (2020 年)170 億ウォン、700 社

支援範囲: (2019 年) 海外出願費用 → (2020 年)海外出願費用+審査対応費用、登録費用

以上の他にも韓国特許庁は、共有商標権の共有者の1人が単独で申請しても商標権の存続期間更新登録が可能となるよう「共有商標権の存続期間更新登録の申請」を改善 (2019 年10 月) するなど、便宜を増進するための様々な制度を2019 年下半年から実施しています。これらの新たな制度によって、韓国の知的財産環境がより一層発展することが期待されます。 

康& 康国際特許法律事務所(KANG & KANG International Patent & Law Office)

康一宇(カン・イルウ) 所長弁理士、75 年ソウル大学工学部卒、77 年株式会社大宇入社、82 年康& 康国際特許法律事務所代表就任。大韓弁理士会副会長、アジア弁理士会韓国協会会長など歴任。97 年特許庁長表彰(産業財産権制度の発展)受賞。

(監修: 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ソウル事務所副所長 浜岸広明)